

コロナ禍での21春闘。

# 雇用調整助成金の延長を 県勤労協が要望書を県に提出

コロナ禍および感染症対策が雇用に与えている影響は極めて大きく、また特定の業種・業態・働き方において一層強く出ており、社会全体で雇用のセーフティネット機能を強化していく事が重要となっています。

特に、早急に対策が重要となっているのが『雇用調整助成金の延長』です。雇用調整助成金は「企業が労働者を解雇せず、休業や教育訓練等を実施した場合に国が企業に助成金を支払う」制度です。

## 感染収束するまで延期へ。

静岡県勤労者協議会連合会（清水勤労協が加盟している県組織）は、1月20日、静岡県に対して「コロナ感染対策と労働政策の緊急要望書」を提出しました。

県勤労協は、コロナ禍において企業に対する雇用調整助成金制度が活用されていますが、現行の予算では「同制度の活用が2021年2月までとなっているが、コロナ感染収束の見通しがつくまで延期すべきと、国へ要請すること」を、強く要望してきました。県勤労協の要望書は他に、「働き方改革法」の具体化を含めて7項目となっています。

## 非正規労働者は123万人の減少 「雇用と生命を守る」総ぐるみの闘い

厚生労働省の発表(1月4日)では、2020年、コロナ感染拡大での解雇や雇い止めは累計で79,608人(見込みを含む)に上がった。しかし、非正規労働者は「前年に比較して123万人が減少している」との報道もあります。2021春闘は「雇用と生命を守る」総ぐるみの闘いとなっています。

2021年1月20日

静岡県知事  
川 勝 平 太 様

静岡県勤労者協議会連合会  
会 長 堀 内 武 治

## 要 望 書

貴職におかれましては県民生活の安心、安全を確保するため取り組んでいますことに感謝申し上げます。特に本年は新型コロナ感染拡大による県民の健康、経済への影響などの対策に全力でご尽力されていることに敬意を表します。

新型コロナ感染は未だ収束の見通しもたっていません。県内各地でクラスターの多発や感染拡大が継続されてきている中で、県民の健康管理や外出自粛、飲食業界、観光業界、産業界も経営危機にさらされている状況となっています。

引き続き県民の安心、安全のための対策を講じて頂きますようお願い申し上げます。

当静岡県勤労者協議会連合会も県内各地域において勤労者の生活・福祉の向上に向けて取り組んでいるところですが、各地からの要望が集約されましたので、下記により要望を申し入れます。回答については文書でお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 新型コロナ感染に伴う課題について

- (1) コロナ禍における感染者の早期発見に向けてPCR検査の拡大実施を図ることが重要と思います。PCR検査の拡大対策について伺います。
- (2) コロナ禍における感染者の病院受入の能力拡大対策、隔離者のホテル収容状況及び収容対策について万全な対策について伺います。
- (3) コロナ禍における感染者の受入を担当する保健所の対応能力の拡大が必要であり、相談者の対応や連絡体制に支障がない拡充について伺います。
- (4) コロナ感染の拡大により、首都圏及び中京圏では再度、非常事態宣言が発出され行動の自粛が要請されました。静岡県においても感染者の拡大が続いている現状から、飲食業・観光業・商店販売業・それに関わる業者の経営が危機に瀕していることから、倒産とまらない支援対策が求められていると

ころですがその対策についてお伺いします。

(5) コロナ禍における企業、観光業、飲食業界の営業自粛により非正規労働者、パート労働者、アルバイトの雇止めが多発していることから、解雇された労働者やシングルマザーなど生活困窮者が拡大しています。その現状や生活支援対策についてお伺いします。

(6) コロナ禍において企業に対する雇用調整助成金制度が活用されているところですが、コロナ感染は収束状況になく、同制度の活用が2021年2月までとなっているが、コロナ感染収束の見通しがつくまで延期すべきです。国へ延期要請を強くお願いします。

(7) 今後はコロナワクチン接種が行われていくこととなりますが、摂取対象者の基準の設け方、接種実施箇所や接種体制に万全を期し、混乱が生じないように取組について説明をされたい。

2. 労働政策上から「働き方改革法」などを通じて、労働者の働き方の改善が進められているところですが、下記事項についてお伺いします。

(1) 同一労働、同一賃金政策が示されています。法改正では2020年4月から実施されていますが、中小企業は2021年4月からとなっており、コロナ禍における雇用状況は非正規労働者、パート労働者の雇止めが多くありますが、静岡県として同一労働、同一賃金の取組みや指導体制についてお伺います。

(2) 企業は正社員と非正規雇用の労働者の以後と内容が同じ能力や成果が同様の場合「賃金や休暇も手当といった待遇も同水準にしなければならない」と規定されていますが、問題が発生した場合の「窓口」はどこかをお伺います。

(3) コロナ禍におけるエッセンシャルワーカーの支援について、看護職員の人材確保に向けて「労働条件の改善」を静岡県として関係方面に働き掛けて頂きたい。

(4) 2025年問題として団塊の世代が後期高齢者となっていく状況において、介護人材は更に拡大されていくこととなります。介護人材の確保に向けて「一層の処遇改善」を静岡県として指導し、人材確保対策を講じていくことを要請します。

(5) コロナ禍でも「多くの障がい者が活躍できる環境」実現に向けて取組んで頂きたい。

- 1) 障がい者雇用促進法が2021年3月から改正されるに伴い、その目標に向けた対策と指導を図られたい。
  - 2) 障がい者の「就労支援事業」の補助金制度について、次年度も継続して実施して頂きたい。
- (6) 女性の活躍社会の実現が求められているが、女性管理職への登用など静岡県としての取組はどうか、また経営者団体などへの取組についてお伺いします。
- (7) 静岡県としての労働問題を取り扱う事務局体制、労働法律相談などの窓口などを示す「労使トラブル法律相談Q&A」が発行されていると聞いていますが、中小企業などの労働組合にも配布し雇用の安定を図る材料として頂きたい。

以 上